

令和2年9月30日改正

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた
社会福祉法人指導監査の実施等に係る対応について

中部広域市町村圏事務組合
広域連携課社会福祉法人指導監査係

中部広域市町村圏事務組合が実施する社会福祉法人指導監査は、社会福祉法第56条及び社会福祉法人指導監査実施要綱に基づき、実地において指導監査を実施しているところであるが、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）の発生及び国や県における感染拡大防止に係る各種取組の実施状況等を踏まえ、指導監査の実施、中止及び延期の判断の事務取扱について下記のとおり定める。

記

1 感染予防措置の対象となる事案について

次に掲げる事案がある場合は、指導監査において感染予防措置を行うこととする。

- (1) 監査対象法人の本部拠点が置かれる施設（以下「対象施設」という）の利用者及び職員並びに法人の担当職員及び役員（以下「対象施設の利用者及び職員等」という。）において、感染が判明した場合、または、濃厚接触者となった場合。
- (2) 指導監査を実施する職員（以下「監査担当職員」という。）において感染が判明した場合、または、濃厚接触者となった場合。
- (3) 対象施設が所在する地域において、国、県及び市による感染拡大防止のための行政命令、措置、指示、要請及びこれらに準ずる行政指導等がある場合。
- (4) 中部保健所管内における新規感染者数が、沖縄県が定める感染蔓延期（第4段階）のレベルに達しているとみなされる場合。（留意事項(2) 参照）

2 感染予防措置にかかる指導監査の取扱い等について

上記1に掲げる事案がある場合は、以下のとおり指導監査の中止、延期を行うこととする。

- (1) 1(1)の場合は、対象施設の利用者及び職員等の2週間の健康観察期間に加えてさらに2週間を経過するまでの間は、実地監査を延期する。
- (2) 1(2)場合は、監査担当職員の2週間の健康観察期間に加えてさらに2週間を経過するまでの間は、実地監査を延期する。
- (3) 1(3)の場合は、要請等期間中の実地監査を延期する。
- (4) 監査実施日前、2週間以内に1(4)に該当する場合は、実地監査を延期する。
- (5) 年度内において、対象社会福祉法人に対する実地監査が難しいと判断される場合は、一般監査を中止する。

- (6) 実地監査を中止した対象法人については、次年度において一般監査を実施する。
- (7) 緊急かつ重大な事案につき、やむを得ず特別監査を実施しなければならない場合は、可能な限り感染予防対策を講じ、安全確保のうえ実地監査を行うものとする。

3 留意事項について

- (1) 感染予防措置及び期間については、上記2のとおり行うものとするが、監査担当係において、指導監査の円滑な実施のため、周知期間及び感染予防等の安全確認期間を別途確保する必要があると判断した場合は、その期間を設定した上で、指導監査の時期を決定することができるものとする。
- (2) 新規感染者数に基づく警戒レベルの指標については、「第2波、第3波に備えた警戒レベル指標の策定について」（令和2年7月2日沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部）で示された「警戒レベルの判断基準」を中部保健所管内の人口に置き換えて下記のとおり取り扱う。

区 分	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
判断指標	発生早期	流行警戒期	感染流行期	感染蔓延期
管内新規感染者数 (直近1週間合計)	5人以下	12人以下	73人以下	73人超

※中部保健所管内人口 505,963人（「沖縄県統計年鑑（令和元年版）」H30.10.1.現在）

- (3) 感染流行期（第3段階）の場合において、法人より感染予防措置を目的とした実地監査の延期の申出があった場合には、双方の協議により判断する。
- (4) 上記の取扱いについては、今後の動向によって見直しを行う場合がある。